

2021年10月26日

大阪市経済戦略局長 岡本 圭司 様

大阪市職員労働組合経済局支部

支部長 上石 英毅

2022年度業務執行体制にかかる要員確保に関する申し入れ

市行政の円滑な推進や市民サービスを担保する観点から、行政業務に見合う執行体制の確立は必須であり、業務執行体制の変更は勤務労働条件に大きくかかわるものであると認識している。

大阪市では「市政改革プラン 3.0」において「市重点施策の推進にかかる増員等を除き、原則として増員しない」としているが、コロナ禍による就職氷河期への対応のためとして、職員採用数を追加増員したにも関わらず、厳しい超過勤務実態が浮き彫りとなるなど、職員数にかかるプランの考え方は市民の健康や生命を守る観点からすると破綻が生じている。

要員配置にあたっては「仕事と人」の慎重な関係整理に基づき行う必要があり、職員の勤務労働条件に大きく影響することから、交渉事項として誠意を持って対応するよう求めるとともに、次の通り申し入れる。

記

1. 2022年度事務事業の執行体制について、職員の勤務労働条件を確保するために必要な要員を配置すること。また、勤務労働条件に直接的に影響を及ぼさない範囲であっても、執行体制の改編などを行う場合については、「仕事と人」の関係整理の内容について検証するに足る情報を提供すること。
2. 恒常的な超過勤務実態が生じている部門が固定化しており、数年来の平均超過勤務時間数も大幅な改善が見られない状況である。超過勤務時間数の上限設定や、年次休暇取得の促進が、職員の負担とならないよう「仕事と人」の関係整理のうえで、適正な要員配置はもちろんのこと、従前の手法を見直し、実効あるとりくみを行うこと。また、今後想定される事業等について、安易な兼務を行わないこと。
3. 定年年齢の段階的引き上げに伴い、2023年度から31年度にかけて2年ごとに定年退職者のない年度が生じることから、単純に職員定数のみに固執することなく、業務に支障なきよう職員の年齢構成を十分に考慮した、若年層を必要数確保すること。
4. 法令などにより要員の基準が定められている職場に対し、基準配置はもちろんのこと、すべての労働条件が維持できる適正な要員を確保すること。

5. 「会計年度任用職員」は、常勤職員の職務内容・職責と異なる必要があり、常勤職員が担うべき業務には常勤職員を配置すること。
6. 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い保健所等への応援体制や兼務が行われる場合には、業務の継続性を重視した恒常的で実効性のある体制を確保するとともに、「非常時」にも耐えうる体制を確保すること。
7. 「大規模災害」にかかる行政対応については、業務の継続性を重視した恒常的で実効性のある体制を確保するとともに、「非常時」にも耐えうる体制を確保すること。また、被災自治体への支援について、「仕事と人」への影響を検証し、必要な対応・対策の検討を行い、勤務労働条件に変更が生じる事項は協議を行うこと。
8. 安易な事務事業の廃止・縮小は、市民サービスに大きな影響を与えることから慎重に検討すべきであり、「行政サービスへの最先端の ICT の活用」や「経営形態の変更」、「委託化」などといった課題については、職員の勤務労働条件に大きく影響を及ぼすことから、交渉・協議を行うこと。
9. 今後、府と共同設置予定の「万博推進局（仮称）」については、業務執行体制の変更が生じ、職員の勤務労働条件に影響を及ぼすことが想定されるため、十分な協議を行うこと。

以上